平成２４年（フ）第４８８号
静岡県伊豆市柏久保451番地の３
債務者　谷　　翔太
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
静岡県富士宮市外神2199番地の１　県営富士宮北団地Ｃ棟304号、前住所静岡県富士宮市宮原499番地の１　メゾンみやはらＡ102号
債務者　渡邉　昌代
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１３号
岩手県北上市黒沢尻４丁目３番１―103号市営細越住宅１号棟、前住所岩手県北上市下江釣子11地割２番地17　蔵屋敷住宅10号
債務者　菊池　正克
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３３８号
群馬県高崎市中尾町721番地54
債務者　淡路美智雄
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３３９号
群馬県高崎市中尾町721番地54
債務者　淡路　道子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３４１号
群馬県高崎市石原町1520番地２　スマイル202号
債務者　木村　　徹
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第７９１号
埼玉県所沢市糀谷197番地の19
債務者　鹿島　一男
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８１９号
埼玉県坂戸市大字萱方195番地５
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２６号
埼玉県所沢市東所沢５丁目２番地の13、前住所埼玉県所沢市若狭１丁目2944番地の42
債務者　古閑丸　天
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３５号
埼玉県富士見市水谷東２丁目11番10号
債務者　福本　清香（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４１号
埼玉県狭山市狭山台３丁目26番地　５―４―509、前住所埼玉県狭山市入間川３丁目27番32―408号
債務者　山下　博文
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８４４号
埼玉県所沢市大字中富1739番地の12　ヴィラベージＳ―201
債務者　松岡　敦郎
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５２号
埼玉県川越市石原町２丁目52番地12鈴木荘202号室、前住所埼玉県川越市宮下町２丁目16番地６メゾン花岡102号室
債務者　高梨　俊康
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５７号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目７番20号　グリーンコーポ203
債務者　荒井　佑介
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６５号
埼玉県坂戸市浅羽野１丁目３番地32　コーポ野口104号室
債務者　白石正樹こと　金　　正樹
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７４号
埼玉県川越市寿町１丁目279番地18
債務者　岸　　真弓
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５４１号
新潟市東区太平２丁目８番地20
債務者　蛯谷　健一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
新潟地方裁判所民事部